

西肥自動車株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（第4回）

1. 日 時

平成28年2月25日（木） 10時30分～10時45分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

上野文雄（会長）、鷹箸有宇壽（会長代理）
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 川崎調査官、木村課長補佐

4. 議事概要

- 事案処理職員から答申案について説明を聴取した後、審理の結果、認可することが適当である旨答申することとした。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。